第１１５号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

小学校及び中学校教育職員の給与を改定する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成２９年中野区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改める。

第２３条第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に改める。

別表第１中「２０７，４４０円」を「２１６，４００円」に改める。

第２条　中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第２３条第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第２０条第２項及び第２３条第２項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第

１条の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。